

長野県登山安全条例施行規則

平成27年12月17日

長野県規則第56号

改正 平成28年5月30日 長野県規則第37号

平成28年8月4日 長野県規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県登山安全条例（平成27年長野県条例第52号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公益性が高いと認められる業務）

第2条 条例第2条第1号のケの規則で定める業務は、次に掲げる設備又は工作物の設置、維持、解体等の業務とする。

(1) 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第1号に規定する放送の業務又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する電気通信設備

(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する電気工作物

（登山計画書の届出）

第3条 条例第21条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 性別、年齢及び電話番号

(2) 山岳保険（条例第22条に規定する山岳保険をいう。）への加入の有無

(3) 山岳団体に所属する場合にあっては、当該団体の名称及び電話番号

2 条例第21条第3項の規則で定める山岳は、御嶽山とする。

3 条例第21条第3項第1号の規則で定める団体は、公益社団法人日本山岳ガイド協会及び特定非営利活動法人北アルプスブロードバンドネットワークとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年5月30日規則第37号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年8月4日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。